

**社会医療法人 蒼生会
介護老人保健施設
蒼の里**

**短期入所療養介護
(介護予防短期入所療養介護)
重要事項説明書**

介護老人保健施設 蒼の里

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

重要事項説明書

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 蒼の里
・開設年月日	平成 27 年 3 月 1 日
・所在地	大阪府門真市島頭 3 丁目 1-15
・電話番号	072-885-0080
・ファックス番号	072-885-0081
・管理者名	施設長 入江 健輔
・介護保険指定番号	介護老人保健施設（2752680039 号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

（運営方針）

- 1 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(3) 施設の職員体制

	基準人員	実配置人数	職務の内容
①管理者	1人	1人	施設全体の管理を行います。
②医師(管理者兼務)	1人	1人	健康管理や療養上の指導をします。
③看護職員	8人	8人	健康管理や療養上のお世話をします
④介護職員	19人	22人	日常生活のお世話を致します。
⑤支援相談員	1人	4人	日常生活の相談、助言を行います。
⑥理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人	4人	日常生活に必要な機能訓練を行います。
⑦管理栄養士	1人	1人	健康管理を栄養面から支援します。
⑧介護支援専門員	1人	1人	施設サービスの計画(ケアプラン)を作成します。
⑨事務職員		必要数	施設の労務・経理を行います。

(4) 入所定員等

- ・定員数 80名
- ・療養室 個室 12室、多床室(2人部屋 2室、4人部屋 16室)

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)と計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じた清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、運動機能向上、口腔機能向上、レクリエーション)
- ⑦ 栄養管理(栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理)
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 行政手続代行(介護認定更新申請)
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保健制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりのおおよその在宅強化型（算定基準60）の金額です）

【負担割合1割】

個室

介護度	介護保険 自己負担金 (円)	食費 (円)	居住費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1日金額 (円)
要介護1	913	1,445	1,728	3,080	200	200	7,566
要介護2	968						7,621
要介護3	1,040						7,693
要介護4	1,102						7,755
要介護5	1,163						7,816

多床室（2人室）

介護度	介護保険 自己負担金 (円)	食費 (円)	居住費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1日金額 (円)
要介護1	1,084	1,445	437	1,760	200	200	5,126
要介護2	1,172						5,214
要介護3	1,247						5,289
要介護4	1,313						5,355
要介護5	1,381						5,423

多床室（4人室）

介護度	介護保険 自己負担金 (円)	食費 (円)	居住費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1日金額 (円)
要介護1	1,084	1,445	437	0	200	200	3,366
要介護2	1,172						3,454
要介護3	1,247						3,529
要介護4	1,313						3,595
要介護5	1,381						3,663

※上記金額には、夜間職員配置加算24単位、サービス提供体制強化加算18単位、介護職員処遇改善加算7.5%を含みます。

※この他に算定する場合のみ追加される加算料金があります。

【負担割合2割】

個室

介護度	介護保険 自己負担金 (円)	食費 (円)	居住費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1日金額 (円)
要介護1	1,825	1,445	1,728	3,080	200	200	8,478
要介護2	1,936						8,589
要介護3	2,080						8,733
要介護4	2,204						8,857
要介護5	2,326						8,979

多床室（2 人室）

介護度	介護保険 自己負担金 (円)	食費 (円)	居住費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1 日金額 (円)
要介護 1	2,168	1,445	437	1,760	200	200	6,210
要介護 2	2,344						6,386
要介護 3	2,494						6,536
要介護 4	2,627						6,669
要介護 5	2,762						6,804

多床室（4 人室）

介護度	介護保険 自己負担金 (円)	食費 (円)	居住費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1 日金額 (円)
要介護 1	2,168	1,445	437	0	200	200	4,450
要介護 2	2,344						4,626
要介護 3	2,494						4,776
要介護 4	2,627						4,909
要介護 5	2,762						5,044

※上記金額には、夜間職員配置加算、サービス提供体制強化加算、
介護職員処遇改善加算を含みます。

※この他に算定する場合のみ追加される加算料金があります。

【負担割合 3 割】

個室

介護度	介護保険 自己負担金 (円)	食費 (円)	居住費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1 日金額 (円)
要介護 1	2,738	1,445	1,728	3,080	200	200	9,391
要介護 2	2,904						9,557
要介護 3	3,121						9,774
要介護 4	3,307						9,960
要介護 5	3,489						10,142

多床室（2 人室）

介護度	介護保険 自己負担金 (円)	食費 (円)	居住費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1 日金額 (円)
要介護 1	3,251	1,445	437	1,760	200	200	7,293
要介護 2	3,517						7,559
要介護 3	3,741						7,783
要介護 4	3,940						7,982
要介護 5	4,143						8,185

多床室（４人室）

介護度	介護保険 自己負担金 (円)	食費 (円)	居住費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	１日金額 (円)
要介護１	3,251	1,445	437	0	200	200	5,533
要介護２	3,517						5,799
要介護３	3,741						6,023
要介護４	3,940						6,222
要介護５	4,143						6,425

※上記金額には、夜間職員配置加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算介護職員等を含みます。

※この他に算定する場合のみ追加される加算料金があります。

②加算料金

夜間職員配置加算 １日につき

夜勤者の数が算定要件を満たし配置されている場合

サービス利用料金(円)		256
利用者負担額(円)	１割	26
	２割	52
	３割	77

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）Ⅰ日につき（在宅に戻れるように支援する）

厚生労働省が定める基準に適合し算定式により算定した数が７０以上
月によって変動する場合があります。

サービス利用料金(円)		545
利用者負担額(円)	１割	55
	２割	110
	３割	165

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） １日につき

介護福祉士資格者の人数が算定要件を満たして配置されている場合

サービス利用料金(円)		192
利用者負担額(円)	１割	20
	２割	39
	３割	58

療養食加算 １食につき

医師の発行する処方箋に基づき療養食（糖尿食、腎臓病食等）を提供した場合。

サービス利用料金(円)		85
利用者負担額(円)	１割	9
	２割	17
	３割	26

送迎加算 片道につき

居宅と事業所との間の送迎を行う場合。

サービス利用料金(円)		1,965
利用者負担額(円)	1割	197
	2割	393
	3割	590

個別リハビリテーション実施加算 1日につき

個別リハビリテーション計画を策定し20分以上実施した場合。

サービス利用料金(円)		2,563
利用者負担額(円)	1割	257
	2割	513
	3割	769

緊急短期入所受入加算 1日につき

計画外の短期入所サービスを緊急に行った場合。

サービス利用料金(円)		961
利用者負担額(円)	1割	97
	2割	193
	3割	289

認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき

医師の判断により緊急に短期入所サービスを行った場合。入所7日まで

サービス利用料金(円)		2,136
利用者負担額(円)	1割	214
	2割	428
	3割	641

総合医学管理加算 1日につき

治療管理を目的とした診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行った場合

サービス利用料金(円)		2,937
利用者負担額(円)	1割	294
	2割	588
	3割	882

緊急時施設療養費 1日につき

重篤な状態となり、緊急的な投薬・検査・注射・処置等を行った場合。連続3日まで

サービス利用料金(円)		5,532
利用者負担額(円)	1割	554
	2割	1,107
	3割	1,660

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 1月

利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討

サービス利用料金(円)		107
利用者負担額(円)	1割	11
	2割	22
	3割	33

介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき

介護職員の処遇改善のため賃金改善、資質向上の支援等の取り組みを行っている場合。

サービス利用料		所定単位数の 75/1000 に相当する単位
利用者負担額	1割	上記サービス利用料の 10%
	2割	上記サービス利用料の 20%
	3割	上記サービス利用料の 30%

（2）介護予防短期入所療養介護の基本料金

- ① 施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

【負担割合 1割】

個室

介護度	療養費 自己負担金 (円)	食費 (円)	滞在費 (円)	特別な 室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1日金額 (円)
要支援 1	713	1,445	1,728	3,080	200	200	7,366
要支援 2	882						7,535

多床室（2人室）

介護度	療養費 自己負担金 (円)	食費 (円)	滞在費 (円)	特別な 室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1日金額 (円)
要支援 1	820	1,445	437	1,760	200	200	4,862
要支援 2	1,006						5,048

多床室（4人室）

介護度	療養費 自己負担金 (円)	食費 (円)	滞在費 (円)	特別な 室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1日金額 (円)
要支援 1	820	1,445	437	0	200	200	3,102
要支援 2	1,006						3,288

※上記金額には、夜間職員配置加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算を含みます。

※この他に算定する場合のみ追加される加算料金があります。

【負担割合 2 割】

個室

介護度	療養費 自己負担金 (円)	食費 (円)	滞在費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1 日金額 (円)
要支援 1	1,426	1,445	1,728	3,080	200	200	8,079
要支援 2	1,763						8,416

多床室（2 人室）

介護度	療養費 自己負担金 (円)	食費 (円)	滞在費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1 日金額 (円)
要支援 1	1,639	1,445	437	1,760	200	200	5,681
要支援 2	2,011						6,053

多床室（4 人室）

介護度	療養費 自己負担金 (円)	食費 (円)	滞在費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1 日金額 (円)
要支援 1	1,639	1,445	437	0	200	200	3,921
要支援 2	2,011						4,293

※上記金額には、夜間職員配置加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算を含みます。

※この他に算定する場合のみ追加される加算料金があります。

【負担割合 3 割】

個室

介護度	療養費 自己負担金 (円)	食費 (円)	滞在費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1 日金額 (円)
要支援 1	2,139	1,445	1,728	3,080	200	200	8,792
要支援 2	2,645						9,298

多床室（2 人室）

介護度	療養費 自己負担金 (円)	食費 (円)	滞在費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1 日金額 (円)
要支援 1	2,459	1,445	437	1,760	200	200	6,501
要支援 2	3,017						7,059

多床室（4 人室）

介護度	療養費 自己負担金 (円)	食費 (円)	滞在費 (円)	特別 な室料 (円)	日常 生活品費 (円)	教養 娯楽費 (円)	1 日金額 (円)
要支援 1	2,459	1,445	437	0	200	200	4,741
要支援 2	3,017						5,299

※上記金額には、夜間職員配置加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算を含みます。

※この他に算定する場合のみ追加される加算料金があります。

②加算料金

夜間職員配置加算 1日につき

夜勤者の数が算定要件を満たし配置されている場合。

サービス利用料金(円)		256
利用者負担額(円)	1割	26
	2割	52
	3割	77

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1日につき

介護福祉士資格者の人数が算定要件を満たして配置されている場合

サービス利用料金(円)		192
利用者負担額(円)	1割	20
	2割	39
	3割	58

療養食加算 1食につき

医師の発行する処方箋に基づき療養食（糖尿食、腎臓病食等）を提供した場合。

サービス利用料金(円)		85
利用者負担額(円)	1割	9
	2割	17
	3割	26

送迎加算 片道につき

居宅と事業所との間の送迎を行う場合。

サービス利用料金(円)		1,965
利用者負担額(円)	1割	197
	2割	393
	3割	590

個別リハビリテーション実施加算 1日につき

個別リハビリテーション計画を策定し20分以上実施した場合。

サービス利用料金(円)		2,563
利用者負担額(円)	1割	257
	2割	513
	3割	769

認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき

医師の判断により緊急に短期入所サービスを行った場合。入所7日まで

サービス利用料金(円)		2,136
利用者負担額(円)	1割	214
	2割	428
	3割	641

総合医学管理加算 1日につき

治療管理を目的とした診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行った場合

サービス利用料金(円)		2,937
利用者負担額(円)	1割	294
	2割	588
	3割	882

生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1月

利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討

サービス利用料金(円)		107
利用者負担額(円)	1割	11
	2割	22
	3割	33

緊急時施設療養費 1日につき

重篤な状態となり、緊急的な投薬・検査・注射・処置等を行った場合。連続3日まで

サービス利用料金(円)		5,532
利用者負担額(円)	1割	554
	2割	1,107
	3割	1,660

介護職員の処遇改善のため賃金改善、資質向上の支援等の取り組みを行っている場合

サービス利用料		所定単位数の75/1000に相当する単位
利用者負担額	1割	上記サービス利用料の10%
	2割	上記サービス利用料の20%
	3割	上記サービス利用料の30%

(3) その他の料金

食費、居住費、特別な室料、その他(日常生活品費、教養娯楽費、理美容代等)は、別表の利用料一覧表をご覧ください。

(4) 支払い方法

- ・毎月中旬以降に、前月分の請求書を発送しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は金融機関口座自動引き落としです。

4. 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

門真市の一番町、打越、打越町、江端町、大池町、大橋町、沖町、上島町、上野口町、岸和田、北岸和田、北島、北島町、北巣本町、桑才、桑才新町、寿町、五月田町、四宮、島頭、下島町、下馬伏町、城垣町、末広町、巣本町、千石西町、千石東町、常磐町、野里町、速見町、東江端町、深田町、古川町、三ツ島、南野口町、宮前町、柳田町、脇田町、大東市の御領、三箇、新田北町、新田堺町、寝屋川市の河北西町

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 社会医療法人 蒼生会 蒼生病院
- ・住 所 大阪府門真市大字横地 5 9 6 番地
- ・電 話 072-885-1711
- ・主な診療科目 外科 内科 整形外科

・協力歯科医療機関

- ・名 称 かわい歯科
- ・住 所 大阪府門真市柳町 5-1 グラン・ドムール門真 117 号
- ・電 話 06-6995-4151

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会：
面会者は面会時間（13：00～17：00）を遵守し、受付の面会票に記入してください。
- ・ 消灯は21：00です・
- ・ 外出・外泊：
外出、外泊の際には、必ず専用の用紙にて届け出てください。
- ・ 飲酒・喫煙・火気の取扱い：
当施設では固くお断りいたします。
- ・ 設備・備品の利用
施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
施設内の居室に所持品や備品を持ち込みたい場合は、予め職員へ申し出てください。
- ・ 金銭・貴重品の管理：
紛失等の際に責任を負いかねますので貴重品、金銭はお持ちいただかないように願います。
- ・ 入所中の施設外での受診：
施設外で受診する場合は、紹介状が必要となる場合があります。受診される前に必ず施設へご連絡ください。またご利用期間中の投薬については、効果は同じで名前の違う薬剤（ジェネリック医薬品）をお使いいただく場合がございます。
- ・ ペットの持ち込み
施設内へのペットの持ち込みはご遠慮願います。

7. 非常災害対策

- (1) 防火管理者及び火元責任者を置く。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防 隊を編成し、任務の遂行に当たる。

- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
 - ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉、排煙装置、非常放送設備。
 - ・防災訓練 年2回

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動や、他利用者への迷惑行為は禁止します。

9. 記録

- (1) 当施設は、入所者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービスの提供を開始した日から5年間保管します。
- (2) 当施設は、入所者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、代理人その他の者に対しては、入所者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

10. 身体拘束等

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。また、身体拘束を行う場合には、所定の承諾書にて同意を得ることとします。

11. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供等により事故が発生した場合は、当施設は、入所者に対し必要な措置を講じます。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- (3) 当施設は入所者の家族等入所者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

安全管理担当者	岡本 多美子
---------	--------

12. 要望及び苦情等の相談

当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等については、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

施設窓口	TEL072-885-0080	FAX072-885-0081
門真市保健福祉部高齢福祉課		TEL06-6902-6301
大阪府国民健康保険団体連合会		TEL06-6949-5418
大阪府福祉部高齢介護室介護事業課		TEL06-6944-7203

苦情等に関する担当者	前野 万喜子
------------	--------

1 3. 虐待防止に関する事項

1 当施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、サービス提供中に、施設従業員又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

虐待防止に関する担当者	前野 万喜子
-------------	--------

1 4. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

附則

令和 7 年 4 月 1 日改定

(別表)

利用料一覧表

項 目	金 額			備 考
食事の提供に要する費用	1 日当たり		1,445 円	非課税
	朝 食	1 食につき	301 円	〃
	昼 食		514 円	〃
	夕 食		530 円	〃
	おやつ		100 円	〃
居住に要する費用	多床室(2 人室)	1 日につき	437 円	〃
	多床室(4 人室)		437 円	〃
	従来型個室		1,728 円	〃
特別な室料	個室	1 日につき	2,800 円(税別)	
	2 人床		1,600 円(税別)	
日常生活品費		1 日につき	200 円	シャンプー・リンス ボディーソープ・ハンドソープ ティッシュペーパー おしぼり 非課税
教養娯楽費		参加 1 回につき	200 円	非課税
行事費		参加 1 回につき	実 費	
電気使用料		1 日につき	50 円(税別)	電化製品持込 1 台あたり
テレビレンタル料		1 日につき	450 円(税別)	台数に限りがあります
洗濯代		1 ネット	600 円	非課税
コインランドリー	洗濯機	1 回につき	200 円	
	乾燥機	30 分	100 円	
診断書交付料		1 診断料	2,000 円(税抜き)	介護保険給付外の診断書等
理美容	カット・ブロー1,980 円 シャンプー550 円 顔そり 550 円 パーマ 4,400 円 ヘアカラー4,400 円 パーマ・カット・シャンプー・ブロー5,500 円			非課税

サービス利用説明書

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・代理人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度のご利用者様者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：

個室、多床室（2人部屋、4人部屋）

食事：

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 17時30分～

※食事は原則として食堂でおとりいただきます。

個人情報利用目的

介護老人保健施設 蒼の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〔その他〕

- －当施設において発行する広報誌等への掲載使用

取り扱い責任者 介護老人保健施設 蒼の里 施設長

重要事項の説明を行った年月日

令和 年 月 日

介護老人保健施設のサービス提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府門真市大字横地 5 9 6 番地
	法人名	社会医療法人 蒼生会
	代表者名	理事長 阪本 弘彦
施設	名称	介護老人保健施設 蒼の里
	所在地	大阪府門真市島頭 3 丁目 1 - 1 5
	説明者氏名	(職名) (氏名)

上記内容の説明を受けました。

利用者様	住所	〒 —
		TEL
	氏名	
代理人様	住所	〒 —
		TEL
	氏名	
	勤務先	名称
		TEL